

A 様

|         |          |
|---------|----------|
| 神戸市監査委員 | 近 谷 衛 一  |
| 同       | 佐 伯 育 三  |
| 同       | 橋 本 秀 一  |
| 同       | 松 本 しゅうじ |

#### 妊婦歯科健康診査に関する住民監査請求について（通知）

平成 21 年 8 月 24 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

#### 記

#### 第 1 請求の内容

平成 21 年 8 月 24 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

##### I 請求の内容

- ・誰が（請求の対象職員）  
神戸市 保健福祉局 地域保健課健康部主幹 X 様
- ・いつ、どのような財務会計上の行為をおこなったか  
本年 5 月から、「神戸市妊婦歯科健康診査」における、歯科医師への診査料の不当な支出
- ・その行為はどのような理由で不当なのか  
神戸市内の全開業歯科医師の約 10%以上を排除して、公金を支出している。  
「妊婦歯科健康診査」につきましては、大変素晴らしいことと考えています。  
しかし、「妊婦歯科健康診査」を神戸市歯科医師会に委託している結果、歯科医師会に入会していない歯科医師が妊婦さんの希望があっても、検診が出来ない事態になっています。  
任意加入団体にすぎない歯科医師会への入会の有無のみで、公金を支出する・しないを決定するのは「公金の不当な支出」と言わざるをえません。
- ・その結果どのような損害が神戸市に生じているのか  
公平であるべき公金の支出が、一部の開業歯科医師を排除していることで、神戸市の名誉を著しく毀損しています。  
神戸市の妊婦さんが検診を希望しても、出来ない事例が発生しています。

## II 求める措置

- ・どのような措置を請求するのか

現在、排除されている歯科医師も、「妊婦歯科健康診査」が出来るようになるまで、不当な公金の支出をやめてください。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

従って、当該団体に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、当該団体に財産的損失を与えない、または与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまないものである。

本件請求についてみると、請求人は、行為者として保健福祉局健康部主幹Xを指定しているが、当該職員は決裁権及び支出命令権のいずれをも有しておらず、住民監査請求の対象者として、不適切である。

また、本件請求に添付されている「証する書面」については、単なる制度の説明にすぎないものであり、違法性・不当性を挙証する証拠としては認められない。

さらに、請求人による「公平であるべき公金の支出が、一部の開業歯科医師を排除していることで、神戸市の名誉を著しく毀損しています。」との記載があるが、歯科医師会に入会していない歯科医師に診査料が支払われないからといって、市に何らかの損害が発生しているとはいえない。

なお、市の名誉を毀損する行為は財務会計上の行為には該当しないことはもちろん、名誉の毀損が住民監査請求により補てんすることのできる損害の発生であるとはいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。